

学校法人神戸薬科大学特任助教の就業等に関する規程

(目的)

第1条 学校法人神戸薬科大学特任助教の就業等に関する規程（以下「この規程」という）は、学校法人神戸薬科大学における教員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という）に基づき、学校法人神戸薬科大学（以下「本法人」という）が特任助教について、就業等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(特任助教の任務等)

第2条 特任助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、研究室に所属し、担当する実習等の教育支援及び研究支援に従事する。

2 特任助教の選考基準は、神戸薬科大学教育職員選考基準を準用する。

(契約期間及び契約の更新)

第3条 特任助教の契約期間及び契約の更新については、次の各号に定めるところによる。この場合の契約の更新は、教員任期規程第4条に基づき行うものとする。

(1) 契約期間は、任期に基づき最長1年間とする。この場合の更新については、採用した日から起算して5年を限度とする。

(2) 前号の契約期間は、必要に応じて最長3年間とすることができる。この場合の更新についても、前号の規定を準用する。

2 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

(就業に関する事項)

第4条 特任助教の就業に関する事項については、別に定めるところによるほか、学校法人神戸薬科大学就業規則第16条、第19条、第20条、第21条及び第37条の規定を除いて準用する。

(給与等)

第5条 特任助教の給与等については、別に定める。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。